

平成 28 年 3 月 30 日

各 位

株式会社カナデン

建設業法に基づく営業停止命令に関するお知らせ

このたび当社は、昨年発生いたしました当社元社員による旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律違反行為によりまして、本日、国土交通省関東地方整備局から建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり営業停止命令を受けました。

お客さまをはじめ、関係の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の行政処分を厳粛に受け止め、コンプライアンス体制をより一層強化し、再発防止の徹底を図るとともに、皆さまからの信頼回復に努めて参ります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

国土交通省関東地方整備局管内における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

2. 期 間

平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 6 月 12 日までの 60 日間

以上

－ 本件に関する問い合わせ先 －

株式会社カナデン 広報・IR 部

TEL 03-3433-4411